

随意契約理由

令和6年(2024年)1月30日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	豊中市中学生舞台芸術体験事業「ホールでオーケストラ♪」 演奏等委託
契約内容	フルオーケストラによるコンサート、楽器紹介、司会進行等（演奏者編成、楽曲選定含む） 配布用プログラムの作成、著作権使用料支払い手続き
契約締結日 及び契約期間	令和6年(2024年)1月30日 令和6年(2022年)1月30日～令和6年(2024年) 2月16日まで
契約の相手方 (所在地・地名)	(公財) 日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町1-1 きたしん豊中ビル6F)
契約金額	9,628,320円(税込)
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 日本センチュリー交響楽団は、本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラであり、また、本市のブランドイメージである「音楽あふれるまち豊中」の推進のため、本市と様々な事業を展開している。本事業は市内の小学生を対象とし、次世代を担う子どもたちの豊かな感性、創造性を育むこと等を目的にしており、その目的の達成にあたっては、同楽団が最もふさわしい事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。